

四国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成25年11月7日)

|                   |            |  |             |                  |      |
|-------------------|------------|--|-------------|------------------|------|
| 開催日及び場所           |            | 平成25年9月20日(金曜日) 四国森林管理局 1階会議室              |             |                  |      |
| 委員                |            | 坂本 伸廣 (税理士)<br>斎藤 章 (公認会計士)<br>西森やよい (弁護士) |             |                  |      |
| 審議対象期間            |            | 平成25年 4月 1日～平成25年 6月30日                    |             |                  |      |
| 審議対象案件            |            | 223件 うち、1者応札案件73件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件   |             |                  |      |
| 抽出案件              |            | 18件(抽出率8%) うち、1者応札案件9件<br>(抽出率8%)          |             |                  |      |
| 抽出<br>件<br>内<br>訳 | 工事         | 一般競争                                       |             | 52件 うち、1者応札案件6件  |      |
|                   |            | 指<br>名<br>競<br>争                           | 公募型指名競争     |                  | 該当なし |
|                   |            |  | 工事希望型競争     |                  | 該当なし |
|                   |            |  | その他の指名競争    |                  | 該当なし |
|                   |            | 随意契約                                       |             | 該当なし             |      |
|                   | 業務         | 一般競争                                       |             | 58件 うち、1者応札案件30件 |      |
|                   |            | 指<br>名<br>競<br>争                           | 公募型競争       |                  | 該当なし |
|                   |            |  | 簡易公募型競争     |                  | 該当なし |
|                   |            |  | その他の指名競争    |                  | 該当なし |
|                   |            | 随<br>意<br>契<br>約                           | 公募型プロポーザル   |                  | 該当なし |
|                   |            |  | 簡易公募型プロポーザル |                  | 該当なし |
|                   |            |  | 標準型プロポーザル   |                  | 該当なし |
|                   |            |  | その他の随意契約    |                  | 該当なし |
|                   | 物品・<br>役務等 | 一般競争                                       |             | 87件 うち、1者応札案件37件 |      |
|                   |            | 指名競争                                       |             | 該当なし             |      |
|                   |            | 随意契約(企画競争・公募)                              |             | 22件 うち、1者応札案件 0件 |      |
|                   |            | 随意契約(その他)                                  |             | 4件               |      |
|                   | (特記事項) なし  |  |             |                  |      |

|                      | 意見・質問  | 回答等   |
|----------------------|--|---|
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | <p>○平成25年度第1四半期の入札結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料の入札で1者応札となっているものがあるが、地域によっては入札可能な業者がひとつしか存在しないということはないか。</li> <li>施行体制確認型総合評価落札方式とはどういうものか。</li> <li>治山のコンサル業務で「四国内に支店又は営業所のあるもの」となっているのはどうしてか。</li> <li>電力供給業務で1者応札となっており、地元の一般電気事業者が参加していないのはどうしてか。</li> <li>電子複写機の落札率が極端に低いものがあるが、必要以上に高機能なものを調達しようとしているのではないか。</li> <li>電子複写機の契約が複数年のリース契約と単年度の保守契約になっているが、来年度以降は入札になるのか。また、入札結果によっては違う業者との保守契約となることもあるのか。</li> <li>森林整備事業(生産事業)で高知県内の事業の落札率62%と香川県の事業の落札率99%に差があるのは地場賃金の差によるものか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>複数業者あることを確認している。</li> <li>通常総合評価方式に比べると施行体制評価点が最大30点加算される。また、低入札による施行品質等の低下を防止するため、低入札のものに対しては施行体制の審査が行われるなど制限が厳しくなっている。</li> <li>施工するにあたり、事業の遅れや報告書の遅れ等を防止し、品質の確保を行うためである。</li> <li>入札が値上げ申請中であったため、入札後に値上げすることが想定されたため入札に参加しなかったと聞いている。</li> <li>納入された機器は新品ではあるものの、昨年度の型式で、入札の仕様も満たしているため落札価格が低くなったものとする。</li> <li>保守については単年度としており、来年度以降は入札になる。入札結果によっては、機器のリース契約者と違った業者になることもあり得る。</li> <li>高知県内の事業については新興の事業者の入札参加が予想されたことにより競争原理が働いたものとする。</li> </ul> |
|                      | 委員会による意見の具申又は勧告の内容<br><br>[これらに対し部局長が講じた措置]  | 特になし  |